

【別表】補助対象経費 基準表

区分	上限	対象経費の判断基準
報償費	上限なし	○ 講師謝礼、出演料、専門的な技術提供に対する謝礼など × 手土産、地区住民の労力に対する御礼 × 1回あたり1人30,000円、団体50,000円を超える謝礼・出演料
旅費	※ただし、地域連携	○ 講師の招聘旅費、視察及び研修、交流に係る旅費など ○ 市外相互交流事業の宿泊費のうち、1人1泊5,000円以内の費用 × 上記以外の宿泊費
委託料	コースは4費目合計50万円	○ 一時的な工事を必要とするもの、専門的な技術を必要とするもの × 上記以外の委託 × ハード事業の委託
使用料及び賃借料		○ バス借上げ代、レンタカー代、備品レンタル代など × 組織員のタクシー使用料、事務局が経常的に借りるための経費
備品(通常分)	5万円	○ 事業実施に必要と認められる器具や機材のうち、継続的に利用でき、管理が確実にできるもの
備品(ふるさと納税加算額分)	ふるさと納税加算額以内	× 上記以外の備品
食糧費	上限なし	○ お茶、ソフトドリンク など × 飲物代以外の食糧費 × アルコール類飲料(ノンアルコール飲料も含む)
消耗品費	上限なし	○ 事業実施に必要と認められる消耗品(コピー代含む) × 記念品、粗品、参加賞、副賞や、事務局が経常的に使用する書籍類・文具類 × 単価100,000円を超える看板・幟旗・横断幕の購入費
原材料費	上限なし	○ 活動に係る材料費(木材や資材、食材など) × 組織内の親睦にかかる食材費 × まちづくり組織による加工や栽培を施さずに販売されるもの(飲食物、花苗などを買ってそのまま販売する等)
燃料費	上限なし	○ 活動に係る燃料費(ガソリン・灯油・軽油代など) × 事務局が継続的に使用する経費
印刷製本費	上限なし	○ 活動に係る冊子、パンフレット、ポスター、チラシ、写真代など
光熱水費	上限なし	○ 活動に係る光熱水費(ガス、水道、電気代など) × 事務局が継続的に使用する経費
【役務費】 郵便料、運搬料 広告料、手数料 筆耕料、保険料	上限なし	○ 活動に係る経費 運搬料の例：ごみの運搬、楽器の運搬など 手数料の例：衣装のクリーニングなど